（改正前昭和六十一年経過措置政令第六条第四項に規定する期間）

第三十七条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第六条第四項に規定する財務省令で定める期間については、改正後国共済規則附則第二十二項の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における事業計画及び予算に関する経過措置）

第二条　連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における第二条第三項の規定の適用については、同項中「前々事業年度の実績並びに前事業年度」とあるのは、「前事業年度」と読み替えるものとする。

2　連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における改正後国共済規則第八十五条第二項において準用する改正後国共済規則第二十四条の規定の適用については、同条第三項中「前々事業年度」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）第二条第一項の規定により準用するものとされた改正後国共済規則（同令第一条第六号に規定する改正後国共済規則をいう。以下同じ。）第八十五条第二項において読み替えて準用する改正後国共済規則第六条第一項第二号に掲げる経理単位をいう。以下同じ。）以外の経理単位については前々事業年度」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については前事業年度及び当該事業年度における推計を、それぞれ」と、同条第四項中「前々事業年度末日」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については前事業年度末日及び当該事業年度末日における推計を、それぞれ」と読み替えるものとする。

（施行日において国会議員等である者の経過措置）

第三条　改正前国共済法による年金である給付又は旧国共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）の受給権者であって、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国会議員等であり、かつ、施行日において引き続き国会議員等である者に対する第十九条の規定の適用については、施行日において同項の届書の提出があったものとみなし、当該届書を提出することを要しない。

2　第二十条及び第二十一条の規定は、施行日以後にこれらの規定による届書の提出をすべき事由が生じた場合について適用するものとし、施行日前に当該事由が生じた場合については、適用しない。

○財務省令第七十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第三項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条の二第十八号、第四十一条の二第一項（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに第三百十九条の六第一項第一号ハからホまで並びに第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及びロの規定に基づき、租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「第四条第九号」を「第四条第十号」に、「第四条第十号」を「第四条第十一号」に、「第四条第十四号」を「第四条第十七号」に、「第四条第十五号」を「第四条第十八号」に、「第四条第十六号」を「第四条第十九号」に、「第四条第十七号」を「第四条第二十号」に、「第四条第十八号」を「第四条第二十一号」に、「第四条第二十号」を「第四条第二十二号」に、「第四条第二十一号」を「第四条第二十三号」に改め、「、「第四条第三十二号」とあるのは「所得税法施行規則第四条第三十号」と」及び「、「第四条第三十三号」とあるのは「所得税法施行規則第四条第三十二号」と、「第四条第三十四号」とあるのは「所得税法施行規則第四条第三十三号」と」を削り、「所得税法施行規則第四条第三十八号」と」の下に「「第四条第三十九号」とあるのは「所得税法施行規則第四条第三十九号」と、「第四条第四十号」とあるのは「所得税法施行規則第四条第四十号」と、「第四条第四十一号」とあるのは「所得税法施行規則第四条第四十二号」と」を加える。

第十九条の二第二項第二号ハ中「第七条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条の四」を「第七十七条の五」に、「第七十七条の五」を「第七十七条の六」に改める。

第四条中「第三十一条の二第二十一号」を「第三十一条の二第十八号」に改め、同条第三十八号を同条第四十二号とし、同条第十三号から第三十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十二号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　一元化法附則第七十九条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条（私立学校教職員共済法の一部改正）の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下この号において「旧効力私学共済法」という。）第二十条第二項第二号（給付）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている旧効力私学共済法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する旧効力国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（妻に限る。）である者

第四条第十一号を同条第十四号とし、同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　一元化法附則第六十一条第一項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第三条（地方公務員等共済組合法の一部改正）の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この号において「旧効力地共済法」という。）第七十四条第二号（長期給付の種類）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同条第四号に掲げる遺族共済年金を受けている旧効力地共済法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者

第四条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　一元化法附則第三十七条第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条（国家公務員共済組合法の一部改正）の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この号及び第十六号において「旧効力国共済法」という。）第七十二条第一項第二号（長期給付の種類等）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている旧効力国共済法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者

第四条第四号の次に次の一号を加える。

五　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「一元化法」という。）附則第四十一条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）に規定する障害共済年金若しくは一元化法附則第六十五条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）に規定する障害共済年金を受けている者又はこれらの規定に規定する遺族共済年金を受けている被用者年金制度の一元化等を図るための厚